東海市告示第４１号

令和７年度東海市更生訓練費支給要綱を次のように定める。

令和７年４月１日

東海市長　花　田　勝　重

令和７年度東海市更生訓練費支給要綱

（目的）

第１条　この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号。以下「法」という。）第５条第１２項に規定する自立訓練又は同条第１３項の就労移行支援の障害福祉サービスの支給を受けている者に更生訓練費を支給し、社会復帰の促進を図ることを目的とする。

（実施主体）

第２条　この事業の実施主体は、東海市とする。

（支給対象者）

第３条　この要綱により更生訓練費の支給を受けることができる者（以下「支給対象者」という。）は、法第１９条第１項の規定による支給決定を受けた身体障がい者のうち就労移行支援又は自立訓練の障害福祉サービスを受けているものとする。ただし、生活保護受給者又は利用者負担の対象となる前年の収入（１月から６月までの利用分については前々年の収入とし、更生訓練費相当額を必要経費として控除する前の額とする。）から更生訓練費相当額を控除した額が２７万円以下の者に限る。

（支給対象者の調査）

第４条　市長は、法第１９条第２項の規定により自立訓練又は同条第３項の規定により就労移行支援に係る支給決定を行ったとき（身体障がい者に限る。）は、当該支給決定を受けた者の更生訓練費の支給の可否について調査するものとする。

２　市長は、前項の規定による調査を行ったときは、速やかにその旨を当該支給対象

者が利用している施設の長に通知するものとする。

（支給額）

第５条　更生訓練費の支給額は、次に掲げる経費を合算した額とする。

⑴　訓練のための経費（月額）　次の表の左欄に掲げる施設ごとに同表の中欄又は右欄に掲げる訓練に従事した日数に応じた額とする。

施設	訓練に従事した日が１５日以上の場合	訓練に従事した日が１５日未満の場合
自立訓練	３，１５０円	１，６００円
就労移行支援	３，１５０円	１，６００円

⑵　通所のための経費　訓練のために通所した日数に２８０円を乗じて得た額と支給対象者の当該月の実支出額とを比較して少ない方の額とする。

（更生訓練費の支払）

第６条　更生訓練費は、月を単位として支給する。

２　支給対象者は、更生訓練費を受給しようとするときは、申請書に１月における訓練を受けた日数等についての施設の長の証明書を添付して、当該訓練を受けた月の翌月の１０日までに市長に提出しなければならない。

３　市長は、前項の申請書を受理したときは、当該申請書の内容を確認し、速やかに申請者に対し更生訓練費を支払うものとする。

附　則

この要綱は、告示の日から施行する。